

無許可潜水器密漁事件関連

今治海上保安部では、無許可で潜水器密漁を行っていた漁船船長1名を漁業法違反等で逮捕しましたのでお知らせします。

1 逮捕年月日

平成22年2月24日午前10時35分

2 罪名、罰条

漁業法違反（無許可操業） 同法第65条第1項

同法第138条第6号

【3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金】

水産資源保護法違反 同法第4条第1項

同法第36条第1号

【3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金】

3 事件概要

被疑者は、愛媛県知事の許可を受けずに、平成22年2月17日午後9時50分ころ、愛媛県四国中央市三島川之江港川之江四号防波堤灯台から真方位269度約450メートルの愛媛県海域において、漁船及び潜水器漁具を使用して潜水器漁業を操業したものの。